

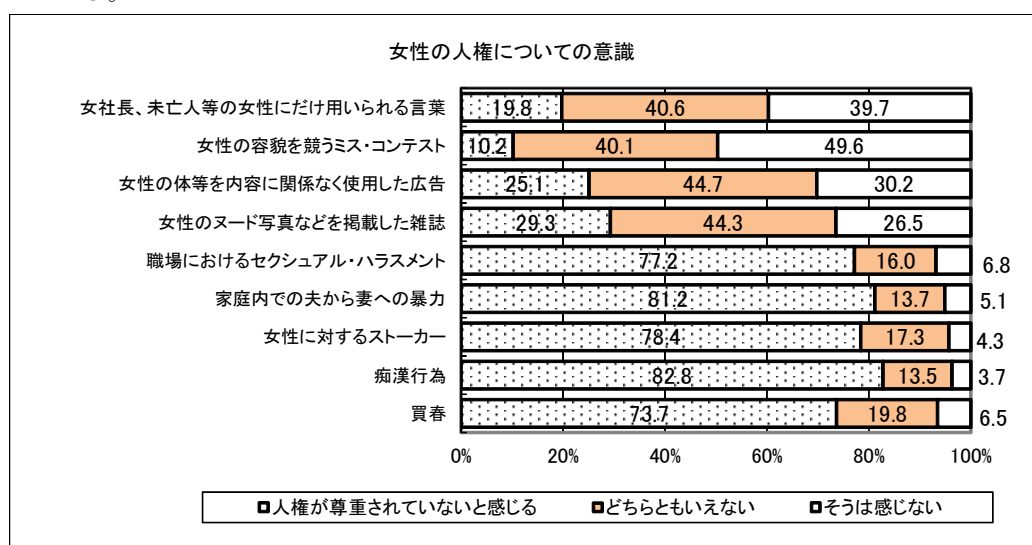
第7章 女性に対するあらゆる暴力の根絶

1 現状と課題

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

男女共同参画社会は、個人の尊厳が尊重される社会であり、その基礎となる理念は人権の確立である。

しかしながら、県民意識調査において女性の人権についての意識を調査したところ、「痴漢行為」や「家庭内での夫から妻への暴力」など、主に身体面におよぶ暴力については、7割を超える人が「人権が尊重されていないと感じる」と答えているのに対し、「女社長、未亡人など女性にだけ用いられる言葉」や「女性の容貌を競うミス・コンテスト」、「女性の体等を内容に関係なく使用した広告」については、「人権が尊重されていないとは感じない」人の割合が3割を超えている。



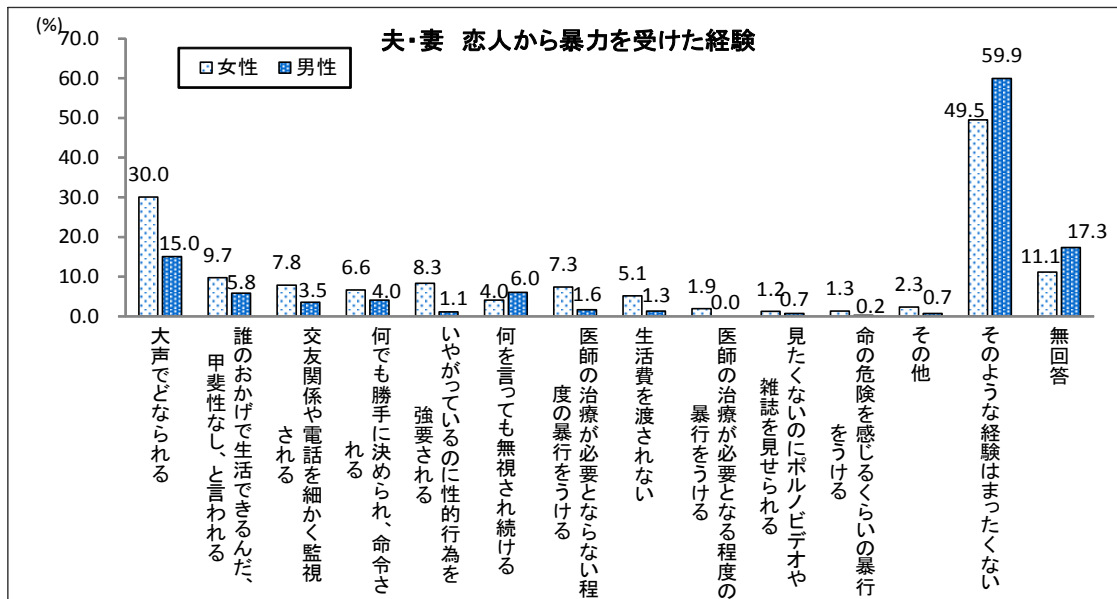
資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 平成22年）

DV、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の男女間の暴力のほとんどを占める女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものである。これらの背景には、男尊女卑の社会通念、固定的な性別役割分担意識、経済的格差など、今日の社会において男女が置かれている状況に根ざした構造的な問題が存在していると考えられ、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

このため、県民の認識を高め、女性への暴力を許さない意識を醸成するとともに、警察や女性相談所など関係機関や民間団体が連携し、暴力根絶に向けた環境づくりを推進するとともに、情報提供や相談体制の充実など被害者の支援対策を推進する必要がある。

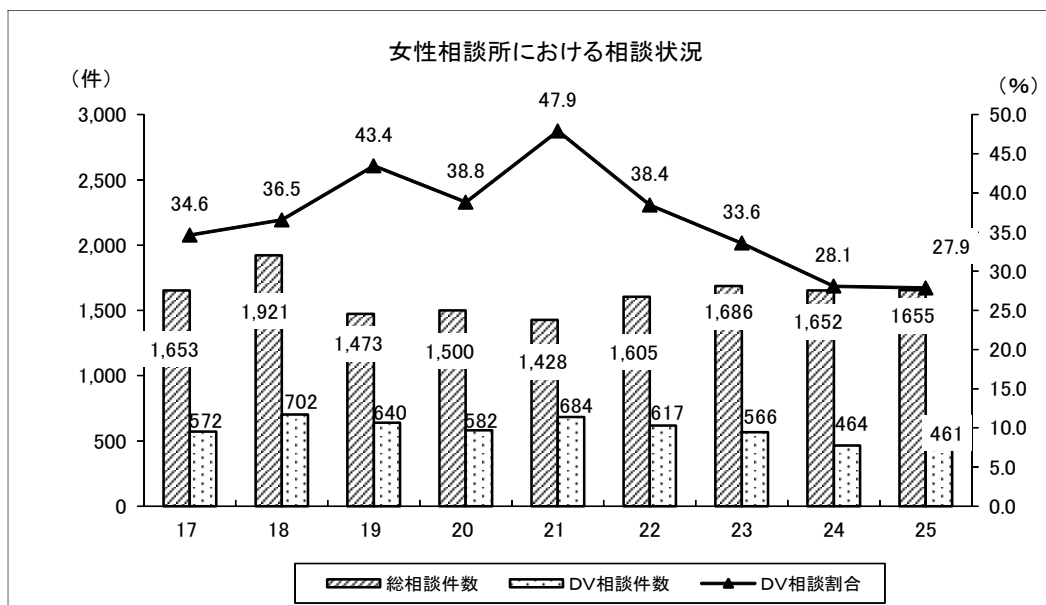
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援体制の充実

県民意識調査によると、夫・妻・恋人から暴力を受けた経験の割合は、「何を言っても無視され続ける」を除いた全ての項目で男性よりも女性の方が高くなっている。



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 平成 22 年）

本県において女性相談所で受け付けた相談はほぼ横ばいであるが、ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談件数は、25 年度は 461 件となり、18 年度と比べると 241 件減少し、平成 17 年度以降、最も少ない件数であった。



資料：こども家庭課調

このことは、平成 13 年 10 月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が施行されたことをはじめ、さまざまな啓発活動の実施や警察等関係機関において相談窓口が拡充され、社会全体にドメスティック・バイオレンスが犯罪であるという認識が広がったことによるものと考えられる。

平成 16 年 6 月に配偶者暴力防止法が改正され、元配偶者も保護命令の対象とするとともに、被害者が同伴する子どもへの接近禁止命令も可能とするなど保護命令制度が拡充されたほか、都道府県は配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のための施策に関し、基本的な計画の策定が義務づけられた。

平成 19 年 7 月の法改正では、基本計画の策定と適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが市町村の努力義務とされたほか、被害者に対する電話・電子メール等が禁止されるなど保護命令制度の拡充が図られた。

平成 25 年 7 月には、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても法の適用対象」とし、法律名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める法改正があり、平成 26 年 1 月 3 日に施行された。

また、平成 12 年 11 月、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）が施行され、相談受理件数は平成 18 年から増加した後、平成 21 年から減少傾向にあったが、平成 24 年に再び増加に転じた。（資料編 102 ページ）

なお、平成 25 年 7 月には法改正が行われ、電子メールを送信する行為の規制対象への追加や禁止命令等を求める旨の申出及び当該申出をした者への通知等つきまとい等を受けた者の関与の強化、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援の明記、禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大等の措置が講じられた。

（3）セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等対策の推進

職場などにおいてセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組が進むように啓発に努めるとともに、性犯罪の未然防止のための広報・啓発及び取締りの強化・被害者の保護対策を推進する必要がある。

【「第 2 次みやざき男女共同参画プラン」指標の数値目標】

指標項目	基準値		目標値		最新の現況値	
	年度	数値	年度	数値	年度	数値
DV基本計画を策定している市町村の数	23	0市町村	28	9市町村	25	3市町村
婦人相談員を設置している市町村の数	23	3市町村	28	9市町村	25	5市町村
セクシュアル・ハラスメント防止に向けた校内研修会を年間で複数回実施する学校の割合	22	19.7%	28	50%	25	34.0%

2 施策の実施状況

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

事業名	概要	当初予算額（千円）		課(室)名
		平成26年度	平成25年度	
啓発資料整備事業 (再掲)	男女共同参画社会づくりの趣旨を広く県民に浸透させるため、啓発資料を整備・充実し、市町村、関係機関・団体等に配布する。 ○25年度実績 男女共同参画マップ 2,700部 イシキをかえてシャカイをかえるリーフレット 4,700部 女性のチャレンジ応援リーフレット 5,000部 女性に対する暴力をなくす運動啓発懸垂幕掲出	(1,577)	(1,536)	生活・協働・男女参画課
被害者への援助措置	希望者に対する「防犯機材」の貸出	*	*	警察本部生活安全企画課
「犯罪から女性や子供等弱者を守る」広報事業	スポット放送	417	540	警察本部生活安全企画課
相談による指導・助言等の防犯対策の強化	警察本部及び各警察署における適切な相談受付	*	*	警察本部生活安全企画課

(注)「*」は予算額が明確に区分できないもの又は予算を伴わないもの

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援体制の充実

事業名	概要	当初予算額(千円)		課(室)名
		平成26年度	平成25年度	
男女共同参画センター管理運営委託費(再掲)	宮崎県男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会づくりに関する情報提供、啓発、相談、交流事業を行う。 ○25年度実績 ①情報提供事業 ・図書、ビデオ、DVD、各種資料等の収集整理及び貸出 ・ホームページによる情報発信 ②啓発事業 ・広報啓発誌の発行「ブリリアント」年3回 ・男女共同参画講座等各種講座の開催 24回 ・講師等派遣事業 43回 ③相談事業 ・総合相談(電話・面接) 1,813件 ・専門相談(面接のみ) 81件 ④交流事業 ・グループ登録の促進及び登録グループ交流会の開催	(26,434)	(25,699)	生活・協働・男女参画課
女性保護事業費	家庭関係の破綻や生活の困窮等正常な社会生活を営む上で困難な問題に直面している女性の相談に応じ、適切な助言指導を行うとともに、保護が必要な場合は施設で自立のための指導援助を行う。 ○25年度実績(女性相談所相談受付状況) 相談件数合計 1,655件(うち夫等の暴力461件) *女性相談所 宮崎市霧島1-1-2 TEL 0985-22-3858 *女性保護施設(県立きりしま寮)	29,568	29,340	こども家庭課
配偶者暴力相談支援センター運営事業(女性保護事業費の一部)(再掲)	女性相談所において、配偶者暴力防止法に規定された配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことにより、配偶者からの暴力被害者の指導、支援を行う。 ①相談体制の強化 ・女性相談員の配置(4名) ・電話相談員の配置(2名) ・DV被害者自立支援員の配置(1名) ・精神科嘱託医・カウンセラーの配置(各1名) ②関係機関との連携強化 ・DV被害者保護支援ネットワークの設置 ○25年度実績(DV被害者保護支援ネットワーク事業) ・関係機関と意見交換、事例検討等を実施(4回) ・参加者数:計133名	(12,967)	(12,940)	こども家庭課
DV被害者等保護対策事業	DV事案やストーリー事案等の被害者の居宅等に、夜間でも監視・録画可能な赤外線カメラ付きの「録画警戒システム」を設置し、同種事案の発生を防止するとともに被害者の精神的負担を軽減し、保護対策の充実を図る。	—	—	警察本部 生活安全企画課
	※ あらゆる法令を適用した適正かつ強力な捜査等の推進	*	*	警察本部 捜査第一課
「親子いきいき家庭教育支援推進事業」(再掲)	家庭教育を支援するための基盤整備や、子どもの基本的な生活習慣づくりの全県的な普及・啓発、さらに家庭における読書活動の推進への取組を通して、子育て中の保護者に対する家庭教育支援施策を充実させ、家庭の教育力の向上を図る。 ①家庭教育に関する講師派遣事業 25回実施 受講者数1,915名 ②青少年を対象にした学習機会の提供 27回実施 受講者数3,781名 ③家庭教育支援ボランティア養成講座 県内3箇所で開催 受講者数71名 ④家庭教育フォーラム 参加者70名 ⑤読書活動推進指導者養成講座 10回実施 受講者数356名 ⑥子育て支援センターへの訪問 7町村9施設を訪問	(—)	(3,435)	生涯学習課

(注)「*」は予算額が明確に区分できないもの又は予算を伴わないもの

(3) セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等対策の推進

事業名	概要	当初予算額（千円）		課(室)名
		平成26年度	平成25年度	
犯罪被害者支援推進事業	<p>被害者の精神的・経済的負担の回復・軽減を図るための施策、被害者の安全確保のための施策等被害者の視点に立った各種施策を推進するとともに、関係機関・団体との連携を強化し、官民一体となって犯罪被害者等の支援を行う。</p> <p>特に女性の被害者等に対しては、女性警察官による事情聴取・付添など、よりきめ細かな支援を行っている。</p> <p>1 精神的負担の軽減等に関する施策</p> <p>(1) 「被害者の手引」や「リーフレット」等による情報提供</p> <p>(2) 性犯罪相談窓口などによる各種相談の適正な受理</p> <p>(3) 指定被害者支援要員による事件直後の被害者等に対する説明・付添等の各種支援</p> <p>(4) 被害者を対象とした警察通報専用携帯電話の貸与制度</p> <p>(5) 性犯罪事件など女性被害の犯罪捜査を担当する特別指定捜査員（女性警察官）の配置</p> <p>2 経済的負担の軽減等に関する施策</p> <p>(1) 診断書等の公費負担制度</p> <p>(2) 性犯罪被害者の初診料・性病等検査費用・緊急避妊費用・人工妊娠中絶に係る費用の一部公費負担制度</p> <p>(3) 一時居住場所確保に要する経費の公費負担制度</p> <p>(4) 司法解剖後の遺体搬送に係る経費の公費負担制度</p> <p>3 関係機関・団体との連携</p> <p>(1) 宮崎県犯罪被害者等支援連絡協議会及び警察署単位の犯罪被害者等支援連絡協議会との連携による情報交換や広報啓発活動</p> <p>(2) 宮崎県弁護士会及び公益社団法人みやざき被害者支援センターとの連携による被害者支援活動</p>	4,393	4,561	警察本部 警務課 犯罪被害者支援室
犯罪被害者援助団体への業務委託事業	<p>平成17年11月に県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け、平成22年11月には宮崎県知事から「公益社団法人」に認定された「公益社団法人みやざき被害者支援センター」に、相談・カウンセリング事業及び広報・啓発活動事業等の一部を業務委託することにより、被害者等のニーズに対応したきめ細かな支援を行う。</p> <p>○25年度実績</p> <p>1 相談・カウンセリング事業</p> <p>(1) 専門相談員による電話・面接相談等 619回</p> <p>(2) 臨床心理士等によるカウンセリング 50回</p> <p>2 直接支援事業</p> <p>(1) 法廷・代理傍聴への付添支援 51回</p> <p>(2) 性犯罪被害者のための制服購入費支出による支援 1回</p> <p>(3) 防犯カメラ等の貸出 16回</p> <p>(4) 法律相談等への付添支援 20回</p> <p>(5) 警察署への付添支援 1回</p> <p>(6) 官公庁等への付添、送迎 7回</p> <p>(7) 自助グループ支援 12回</p> <p>3 広報啓発事業</p> <p>(1) ポスター・リーフレット等の作成配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター 700枚 ・リーフレット 10,000部 ・ポケットティッシュ 8,500個 ・クリアファイル 5,000枚 ・遺族の手記（あおぞら） 3,000部 ・センターニュース（2回発行） 4,000冊 <p>(2) 被害者支援フォーラム等の開催</p> <p>4 ボランティア相談員の技能取得研修事業 ボランティア等の人材育成のための講習の実施等</p>	7,288	7,200	警察本部 警務課 犯罪被害者支援室

3 今後の取組

総合政策部では、女性に対する暴力は決して許されないものであるとの社会認識を醸成するための広報・啓発活動を行うとともに、地方法務局や警察本部等と連携を図りながら、各種啓発活動を推進していく。また、関係部局とともに性犯罪・性暴力被害者に対する支援強化に向けた検討を行っていく。

福祉保健部では、配偶者暴力相談支援センターにおいて配偶者暴力防止法に基づく相談支援を行うとともに、引き続きDV被害者保護支援ネットワーク会議の開催を通して、関係機関や民間団体とのさらなる連携を図っていく。また県内における緊急一時保護施設の確保に努めていく。

さらに、平成26年3月に改定した「DV対策宮崎県基本計画（平成18年3月策定）」に基づき、DVの防止及び被害者の保護のための施策を総合的に実施していく。

教育委員会では、NPO 団体等との連携を図りながら、学校における中高生等の若年層を対象とした自己肯定感を育むための講座やデートDV 予防講座の支援を行っていく。

警察本部においては、配偶者暴力防止法等に基づく安全確保など被害者に対する的確な援助措置を講じるとともに、「公益社団法人みやざき被害者支援センター」との連携を図り、ボランティア相談員等による各種相談活動や付添い等の直接支援活動等の支援を行っていく。

